

## 小金井平和の日条例（案）

### 前文

小金井に爆弾が投下されたと記録される昭和19年11月24日、そして終戦を迎えた昭和20年8月15日から長い年月が経過し、戦争体験のある方から戦争の悲惨さが語り継がれる機会が少なくなり、戦争の記憶が風化することが懸念されます。

私たち小金井市民は、小金井市民憲章の理念に基づき、平和を願い、東京大空襲を始めとする戦争の悲惨な記憶を風化させることなく後世に伝え、そして命の尊さについて改めて考え、未来の子どもたちに平和を引き継いでいくため、ここに小金井平和の日を定めます。

（平和の日）

第1条 小金井平和の日（以下「平和の日」という。）は、3月10日とする。

（記念行事）

第2条 市は、平和の日を中心として、平和意識の高揚を図るための記念行事を実施する。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。